



平成 30 年 3 月 2 日
福島地方気象台

福島県の高潮警報・注意報の暫定基準の変更について

福島県浜通りの高潮警報・注意報の暫定基準を、平成 30 年 3 月 8 日（木）13 時から変更します。

これは、検潮所の観測基準面の標高の変更等に伴うものです。

福島県浜通りでは、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による被害や、地盤沈下に伴い、高潮警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、平成 29 年 2 月の国土地理院による水準点成果の公表を受け、検潮所の観測基準面の標高を変更すること等に伴い、福島県の高潮警報・注意報の暫定基準を別紙のとおり変更することとしました。

＜暫定基準を変更する日時＞

平成 30 年 3 月 8 日（木）13 時

問合せ先：福島地方気象台 防災気象官 高橋
電話 024-534-0321



暫定基準変更後の高潮警報・注意報の基準の一覧

府県 予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	変更後の基準 (m)		現行の基準 (m)	
				警報	注意報	警報	注意報
福島県	浜通り	浜通り北部	新地町※	<u>1.2</u>	<u>0.7</u>	1.1	0.6
			相馬市※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			南相馬市※	<u>1.2</u>	<u>0.7</u>	1.1	0.6
		浜通り中部	浪江町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			双葉町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			大熊町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			富岡町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			楢葉町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
			広野町※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6
		浜通り南部	いわき市※	<u>1.1</u>	<u>0.7</u>	1.0	0.6

※ 暫定基準で運用している市町

下線付きは今回変更する暫定基準

数値は、東京湾平均海面（ＴＰ）からの高さ